## 毎月28 日は

# 岐阜県防災点検の日」

日」と定めています。 毎月28日は、個人、家庭、地域、学校、職場を「岐阜県地震防災の日」と定め、毎月28日を「岐阜県防災点検のをもたらした「濃尾大震災」にちなみ、岐阜県では、毎年10月28日、明治24年10月28日、県内において、死者約5千人の未曾有の被害 などにおいて、災害に備えるための点検を実施する機会としてとら 地域防災力を高めましょう。

い豪雨による災害が増えていま 年はこれまで経験したことのな

避難を心がけましょう。 命を守る」ことです。そのため 大切なことは、「自分で自分の 集中豪雨への備えと早めの

## 命を守るためにまず確認! ハザードマップで身近な危険箇

所をチェック

あります。 や山などの地形と深い関わりが 水害や土砂災害などは、 河川

あるか、 のまわりにどのような危険性が ドマップで確認しましょう。 自宅や職場、 市が発行しているハザ 学校のある場所

○土砂災害の恐れがある場所 • 土砂災害警戒区域 危険箇所 (イエロ

## 11 ザードマップを 確認しましょう

昨 の7月豪雨をはじめ、 近

## **〜災害の種類・状況によって** 避難する場所が異なります~

# いつ逃げますか?

1 ○避難情報をよく聞いて、 の避難 早め

を家族で確認しておきましょ さんにお伝えします。 の内容によって、 メール配信などを通じて、みな 市から、防災行政無線やケーブ ルテレビ文字放送・データ放送、 避難勧告などの避難情報 とるべき行動 避難情報 は

です。

行動をフライング気味に開始

避難を早めに完了すること

く」ではなく、「タイミング早く」

早めの避難とは、「スピード速

## ②どこへ避難?

が違ってきます。 災害の状況や目的によって行動 大切なことは、 言で「避難」といっても、 慌てず、 確か

圕

**7** 

2018年度版

(参考) ぎふ防災ハンドブック

が重要です。

土砂災害特別警戒区域 ゾー ドゾーン)  $\widehat{\nu}$ 'n

○行動する時…災害が発生した

【仮の生活を送るための避難】

○水害の恐れがある場所

どこへ逃げますか? 浸水想定区域

す。 が定められていますので、 それぞれ避難行動が異なりま ※水害、土砂災害、 をするための施設)へ避難 きない人が、一定期間避難生活 が被災するなど、住むことがで が必要です。 指定避難所 後 災害の種類ごとに避難場所 (災害により自宅 地震では、 注意

**な状況判断**をすることです。 【命を守るための避難】

へ急いで避難 めに緊急に避難する施設・場所) ○行動する時…災害が発生する 指定緊急避難場所(災害が発 前(しそうな時) または発生する恐れがある その危険から命を守るた

### 自主防災組織活動補助金を活用し、 地域の防災力向 上を図 りまし

## ◎自主防災組織とは

大災害が発生した時、交通網の寸断などにより、市、消防、警察などの公共機関が十分に対応できない可能性があ ります。そんなときに力を発揮するのが自主防災組織です。

③成功の秘訣はフライング避難

早めの避難完了を!

自主防災組織は、地域の人々が自発的に防災活動を行う組織であり「自分たちのまちは自分たちで守る」という心 構えで、積極的に自主防災組織の活動に参加し、**災害に強いまち**をつくりましょう。

### ◆平常時の活動

- ○地域内の危険箇所や避難経路の確認、一人暮らしの高齢者世帯など支援を必要としている人の状況の確認、防災資機材の点検などを行う。
- ○防災訓練の実施

消火栓や消火器の使用方法、応急手当、炊き出しなど、災害を想定した実践的な訓練を行い、防災活動に必要な知識や技術を習得する。

○初期消火、避難誘導、救出・救助(負傷者の救出、救護所への搬送など)、情報の収集・伝達、避難所の管理・運営(水や食料などの 配分、炊き出しなどの給食・給水活動)

### ◎自主防災組織活動補助金について

自主防災組織が防災対策のために購入する防災資機材に対する補助金の金額が増額となりました。(平成31年4月1日~)

- ◆交付基準 防災資機材の購入費の2分の1を補助、上限額は、自主防災組織の構成世帯数に応じた額
  - 10万円 ● 201世帯以上500世帯以下 15万円 ○構成世帯数と上限額 ● 200世帯以下
- ◆補助金の対象となる防災資機材
  - ○情報伝達用品 メガホン、トランシーバー、スピーカー設備等 ○災害用備蓄品・非常用備蓄品(主食・副食・水)、燃料(卓上コン □・携帯燃料等)、非常用発電機等 ○生活用品 毛布、寝袋、防寒着、携帯トイレ、カイロ等 ○消火用品 消火器、可搬式消防术 ンプ、ホース等 ○**救急・救護用品** 担架、ジャッキ、救急医薬品セット、テント、ヘルメット、リヤカー等 ○その他の用品 が特に必要と認めるもの

※詳しくは、総務部総務課(Tel67 - 1832)または各振興事務所振興課まで問い合わせください。